

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

資格審査会規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）が、ガバナンス委員会の下に設置する資格審査会について定めることを目的とする。

(所 掌)

第2条 資格審査会は、次の事項を所掌する。

- (1) スポーツクライミング競技審判規程に基づく資格の認定及び昇級に関する事項
- (2) スポーツクライミング公認ルートセッター規程に基づく資格の認定及び昇級に関する事項
- (3) その他本協会の資格に関わる事項

(委 員)

第3条 資格審査会に、次の委員を置く。

- (1) 審査員長 1名
- (2) 副審査員長 1名
- (3) 審査員 5名

2 審査員については、ガバナンス委員会から2名、技術委員会から2名、競技委員会から1名、強化委員会から1名、国体委員会から1名を推薦し、常務理事会の議を経て、本協会会長が任命する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(改 廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(付 則)

この規程は、平成30年3月3日より施行する。